

「We Love山陰キャンペーン」日帰り旅行割引のご案内

「We Love山陰キャンペーン」における日帰り旅行の割引については、以下のとおり取り扱うこととしますので、内容をご確認いただき、本キャンペーンに御協力くださいますようお願いいたします。

項目	内容
対象事業者	●鳥取県内に本店又は営業所等を有する旅行事業者 ●交流人口拡大本部長が認める旅行事業者 (いずれも旅行業法第3条に基づく登録が必要。)
旅行形態	●出発地、目的地及び帰着地がいずれも鳥取県内にある、鳥取県民対象の募集型・受注型企画旅行及び手配旅行。
補助率	旅行代金の2分の1、上限一人一回あたり5千円。
その他	●飲食店を日帰り旅行のプランに含む場合は、飲食店のほかに <u>県内観光地、観光施設等(※)に1か所以上立ち寄ってください。</u> また、飲食店の利用の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下を徹底してください。 (・「新型コロナ安心対策認証店」登録店舗の利用 ・感染拡大につながる恐れのあるプランの自粛 ・会話時におけるマスク着用の呼びかけ) ●旅行代金が5千円以上の場合、県内の飲食店や土産物店、交通機関、宿泊施設の売店で使用可能な「 <u>鳥取県プレミアムクーポン</u> 」を、 <u>お客様に配布</u> してください。 ※クーポンは日帰り旅行当日にお客様に配布してください。(旅行日より前に配布しないでください。) ●日帰り旅行の募集前に、 <u>日帰り旅行の行程表、募集チラシ等、旅行の内容及び金額が確認できる書類を観光戦略課まで提出</u> し、確認を受けた上で割引してください。 ●実績報告時には、補助金交付申請書兼実績報告書、口座振込依頼書、アンケート、 <u>日帰り旅行の内容及び金額が確認できる書類</u> を提出してください。

※県内観光地・観光施設等について

- ・「観光施設等」とは、入場又は乗車(乗船)等をして、観覧、おみやげの購入などのサービスの受給等ができる施設とします。(有料、無料を問いません。)
- ・体験型アクティビティや、観光ガイド等による案内ツアーなどについても、1か所として数えます。
- ・観光地・観光施設等への移動手段は問いません。